

議案第38号

天理市観光物産センター条例の制定について

天理市観光物産センター条例を次のように制定しようとする。

平成24年6月11日提出

天理市長 南 佳 策

天理市観光物産センター条例

(設置)

第1条 本市の観光、物産等に関する情報を提供することにより、観光と産業の振興を図り、もって地域の活性化に資するため、観光物産センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 観光物産センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
天理市観光物産センター	天理市川原城町816番地

(事業)

第3条 天理市観光物産センター(以下「センター」という。)は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 観光の案内、紹介等に関すること。
- (2) 特産物等の展示に関すること。
- (3) その他必要な事業

(使用の許可)

第4条 センターで特産物等を展示しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(許可の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資す

ることとなると認めるとき。

(3) 管理上支障があると認めるとき。

(4) その他不相当と認めるとき。

(使用料)

第6条 センターの使用料は、無料とする。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は指示に従わないとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

(3) 使用の許可の内容と著しく相違があるとき。

(4) 第5条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(5) その他管理上不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定によりセンターの使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止した場合に使用の許可を受けた者が損害を受けることがあっても、これに対し賠償の責めを負わない。

(入場の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターへの入場を制限することができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 施設、設備、展示物等を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき。

(3) 他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれがあると認めるとき。

(4) その他管理上不相当と認めるとき。

(損害賠償等)

第9条 センターの施設、設備、展示物等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その

他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、その賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年9月1日から施行する。